

# ～旭川市子育て世帯訪問支援事業について～

旭川市では、子ども総合相談センターに御連絡いただいた相談内容を基に、家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、地区担当相談員が訪問等の調査を行い、支援が必要と認められる場合に、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

## 《支援内容》

### ・家事に関するもの

食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修、  
居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物など

### ・育児・養育に関するもの

授乳、おむつ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備、  
宿題の見守りなど



## 《利用期間・時間》

- ・利用期間は、概ね3か月から6か月
- ・1回につき2時間以内、週1回を限度
- ・原則、月～金曜日（土日、祝日、年末年始は、行わない。）

## 《利用に関する問合せ》

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

旭川市子ども総合相談センター

こども家庭相談係

電話 0166-26-5501

mail:kodomosodan@city.asahikawa.lg.jp